

物 件 調 書 【 土 地 】

財産の名称	(元)越殿特別県営団地																							
所在地	倉吉市広瀬町1577番15																							
地積	810.15㎡	地目	宅地																					
形状	やや不整形	間口	約15m																					
		奥行	約42m																					
接面道路の状況	・南西側は市道広瀬町中央線に概ね等高接面している。																							
位置及び環境	・交通・接近条件 ・JR「倉吉駅」の南西方向約5.2km ・バス停「広瀬町」から道路距離で約130m ・周辺地域の利用状況は住宅、事業所等																							
法令等による制限	都市計画区域	非線引都市計画区域																						
	用途地域	準工業地域																						
	建ぺい率	60%																						
	容積率	200%																						
	高度指定	—																						
	防火指定	—																						
	その他の主な規制	—																						
供給処理施設の状況	電気	有	都市ガス	無																				
	上水道	有(※1)	下水道	有(※2)																				
沿革	・昭和25年6月 土地を取得 ・昭和48年3月 県営住宅を建設 ・平成24年3月 用途廃止																							
その他	・不動産鑑定士による土地の最有効使用の判定:更地化後事業所敷地 ・日照・通風は普通 ・地勢は概ね平坦である。 ・(※1)上水道の引き込みを確認できていない。 ・(※2)下水道は隣接地(同所1577番2)から対象土地に引き込まれており、新たに引き込む必要がある。 ・埋蔵文化財、地下埋設物存在の端緒及び土壌汚染の端緒は認められない。ただし、鳥取県が関係部局等から聞取を行ったものであり、改めて調査は行っていない。 <支障物件等に係る建物> ○支障物件等に係る建物の概要は以下のとおり。 <table><tr><td>用途</td><td>構造</td><td>延床面積 (㎡)</td><td>建築年</td><td>備考</td></tr><tr><td>住宅</td><td>鉄筋コンクリート造 4 階建</td><td>796.69</td><td>昭和48年</td><td></td></tr><tr><td>プロパン庫</td><td>コンクリートブロック造平屋建</td><td>5.45</td><td>昭和48年</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">合計</td><td>802.14</td><td></td><td></td></tr></table> ○建物、一切の工作物、一切の立木及び当該物件内に存在する一切の物品(以下「支障物件等」という。)の解体撤去及び処分を、売買代金納付日から1年以内の期間(以下「工事期間」という。)に落札者の責任において行うものとする。ただし、工事期間内に支障物件等の解体撤去及び処分を完了させることが困難な特段の事情がある場合は、鳥取県と協議の上、工事期間の延長等を行うものとする。なお、工事期間中の支障物件等に係る土地賃借料は発生しないものとする。 ○アスベストについては、平成30年8月に分析調査を実施しており、不検出であった。 なお、上記の調査対象以外の建材等についてはアスベスト調査を行っていないため、解体にあたり確認が必要な箇所がある場合は、鳥取県石綿健康被害防止条例第6条の2に基づき各自の責任において調査等を実施すること。				用途	構造	延床面積 (㎡)	建築年	備考	住宅	鉄筋コンクリート造 4 階建	796.69	昭和48年		プロパン庫	コンクリートブロック造平屋建	5.45	昭和48年		合計		802.14		
用途	構造	延床面積 (㎡)	建築年	備考																				
住宅	鉄筋コンクリート造 4 階建	796.69	昭和48年																					
プロパン庫	コンクリートブロック造平屋建	5.45	昭和48年																					
合計		802.14																						

注：物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料です。上記内容は、鳥取県が関係部局等から聞取調査を行ったものであり、詳細については必ず入札参加者ご自身の責任において、現地及び諸規制についての確認(調査)を行ってください。